

○郵政民営化法施行令の一部改正【本件該当部分】

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条 (法第三十六条第九項に規定する政令で定める日) (略)</p>	<p>第一条 (法第三十六条第九項に規定する政令で定める日) (略)</p>
<p>第二条 (郵便貯金銀行の預入限度額) (略)</p>	<p>第二条 (郵便貯金銀行の預入限度額) (略)</p>
<p>第三条 (郵便貯金銀行の業務の制限) (略)</p>	<p>第三条 (郵便貯金銀行の業務の制限) (略)</p>
<p>2 法第一百十条第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p>	<p>2 (同上)</p>
<p>一 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六条第二項の規定により銀行が行うことができる事務に係る業務(当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関するものに限る。)</p>	<p>一 (同上)</p>
<p>二 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第二百二十八条第六項の規定により銀行が受託して行うことができる同法第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務</p>	<p>二 (同上)</p>
<p>三 保険業法(平成七年法律第五百五号)第二百七十五条第二項の規定により銀行が行うことができる保険募集(郵便保険会社を所屬保険会社等として行う第九條第二項に規定する保険の種類(保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他同条第一項各号に掲げる保険の種類の詳細を含む。同項を除き、以下同じ。))の保険の保険契約に係るものに限る。)</p>	<p>三 保険業法(平成七年法律第五百五号)第二百七十五条第二項の規定により銀行が行うことができる保険募集(郵便保険会社を所屬保険会社等として行う第八條第二項に規定する保険の種類(保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他同条第一項各号に掲げる保険の種類の詳細を含む。同項を除き、以下同じ。))の保険の保険契約に係るものに限る。)</p>
<p>四 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第六十一条第二項の規定により銀行が受託して行うことができる同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事務(同号に掲げる事務にあつては、同条第二項の厚生労働省令で定める事務に限る。))に係る業務</p>	<p>四 (同上)</p>
<p>五 確定拠出年金法第八十八条第二項の規定により銀行が営むこ</p>	<p>五 (同上)</p>

とができる同法第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業（同条第三項に規定する個人型年金に係るものに限る。）

（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）

第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定

は、次に掲げる法律の規定とする。

- 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項
- 二 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百四十二条の九第三項
- 三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十五条第二項
- 四 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第十条第六項
- 五 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）第二十条第三項
- 六 国民年金法第二百二十八条第六項
- 七 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十二条第二項
- 八 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第五条第二項
- 九 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第二項
- 十 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十五条第二項
- 十一 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第十三条第二項
- 十二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の四第二項
- 十三 食物流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十三条第二項
- 十四 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十八条第二項
- 十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三十三号）第十条第二項

（新設）

- 十六 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十七条第一項
- 十七 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十条第二項
- 十八 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十九条第二項
- 十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第三十四条第二項
- 二十 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第十八条第二項
- 二十一 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十五条第二項及び附則第十条第三項
- 二十二 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第二項
- 二十三 確定拠出年金法第六十一条第二項
- 二十四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第二項の規定に  
止前農林共済法第七十条第二項
- 二十五 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百一十七号）第十条第二項
- 二十六 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百一十八号）第十四条第三項
- 二十七 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十六条第二項
- 二十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十七条第三項
- 二十九 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第六条第三項
- 三十 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十二条第二項
- 三十一 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十



易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。)が属する保険の種類にこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

三 定期保険等 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十条及び第十一条に規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含み、旧簡易生命保険法第十一条に規定するものにあつては、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第 号。第二十五条第一項の表三の項において「整備令」という。)第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行令(平成二年政令第三百四十号。次号において「旧簡易生命保険法施行令」という。)第一条第三号の規定により総務大臣が同日において定めていたものに限る。)が属する保険の種類にこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

四 特定保険金額死因別保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十一条に規定する養老保険(旧簡易生命保険法施行令第一条第一号の規定により総務大臣が同日において定めていた旧簡易生命保険契約に係るものに限る。)が属する保険の種類にこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

五 年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十四条から第十六条までに規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。)が属する保険の種類にこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

六 夫婦年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十六条に規定する夫婦年金保険(旧簡易生命保険法第十七

三 定期保険等 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十条及び第十一条に規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含み、旧簡易生命保険法第十一条に規定するものにあつては、簡易生命保険法施行令(平成二年政令第三百四十号)第一条第三号の規定により総務大臣が同日において定めていたものに限る。)が属する保険の種類にこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

四 特定保険金額死因別保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十一条に規定する養老保険(簡易生命保険法施行令第一条第一号の規定により総務大臣が同日において定めていた旧簡易生命保険契約に係るものに限る。)が属する保険の種類にこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

五 (同上)

六 (同上)

条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）  
が属する保険の種類、保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

七 契約者死亡後支払開始定期年金保険、旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十七条第四項に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険（同条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類、保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

2 法第百三十七条第一号若しくは第四号若しくは第百五十八条第一項第一号口、第四号口若しくは第五号口の規定又は次条第一項若しくは第三項第二号口若しくは第四号口、第十一条第二項若しくは第十三条の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る保険金額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、保険期間内に発生し得る保険金の支払の事由（年金の支払の事由を除く。）の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由がすべて発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいものを当該保険契約に係る保険金額とする。

3 法第百三十七条第三号若しくは第百五十八条第一項第三号口の規定又は第七条第二項若しくは第十二条第二項の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る年金の年額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、年金の支払の事由が発生した日から始まる一年の期間について支払う年金の年額（契約者配当（保険業法第百十四条第一項に規定する契約者配当をいう。第九条第一項第九号において同じ。）として年金の年額を増加させる保険契約にあつては、当該増加させた年金の年額を除く。）を当該保険契約に係る年金の年額とする。

（郵便保険会社の保険金額等の限度額）

第六条（略）

第七条（略）

第八条（略）

（郵便保険会社の保険の種類）

七（同上）

2 法第百三十七条第一号若しくは第四号若しくは第百五十八条第一項第一号口、第四号口若しくは第五号口の規定又は次条第一項若しくは第三項第二号口若しくは第四号口、第九条第二項若しくは第十一条の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る保険金額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、保険期間内に発生し得る保険金の支払の事由（年金の支払の事由を除く。）の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由がすべて発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいものを当該保険契約に係る保険金額とする。

3 法第百三十七条第三号若しくは第百五十八条第一項第三号口の規定又は第六条第二項若しくは第十条第二項の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る年金の年額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、年金の支払の事由が発生した日から始まる一年の期間について支払う年金の年額（契約者配当（保険業法第百十四条第一項に規定する契約者配当をいう。第八条第一項第九号において同じ。）として年金の年額を増加させる保険契約にあつては、当該増加させた年金の年額を除く。）を当該保険契約に係る年金の年額とする。

（郵便保険会社の保険金額等の限度額）

第五条（略）

第六条（略）

第七条（略）

（郵便保険会社の保険の種類）

第九条 (略)

(郵便保険会社についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係)

第十条 法第五十二条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、第四条第一項各号(第四号及び第二十号を除く。)に掲げる法律の規定並びに法第二百二十四条第一項第二号及び第六号に掲げる法律の規定とする。

2 法第五十二条第二項の規定により郵便保険会社について第四条第一項各号(第四号及び第二十号を除く。)に掲げる法律の規定並びに法第二百二十四条第一項第二号及び第六号に掲げる法律の規定を適用する場合には、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)を除く。)」とする。

(機構の保険金額の等の限度額)  
第十一条 (略)

〔以下略〕

第八条 (略)

(新設)

(機構の保険金額の等の限度額)  
第九条 (略)

〔以下略〕